

アナログ規制の点検・見直し方針

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方は大きな変貌を遂げている。一方で、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものとなっている。こうした規制は、いわゆる「アナログ規制」として、社会全体のデジタル化を妨げ、デジタル技術の活用を阻害しているとされている。国では、今後少子高齢化が進行し、人手不足が進むことが予想される中で、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替が必要不可欠であることから、規制や手続きの見直しをはじめとする構造改革に取り組むことが重要として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（以下、デジタル原則という。）を提示するとともに、法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認・検証を行うこととし、制度面の見直しを強力に推進している。

本市においても、条例等（条例、規則、要綱、要領）に基づくアナログ規制の点検・見直しを進めることは、業務の効率化と市民サービスの向上が期待できることから、その基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

2 目的

国による法令等の点検・見直しを踏まえ、本市の条例等に基づく独自のアナログ規制について点検・見直しを行い、デジタル技術の進展に適応した規制環境を整備することを目的とする。

【構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
③ 官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

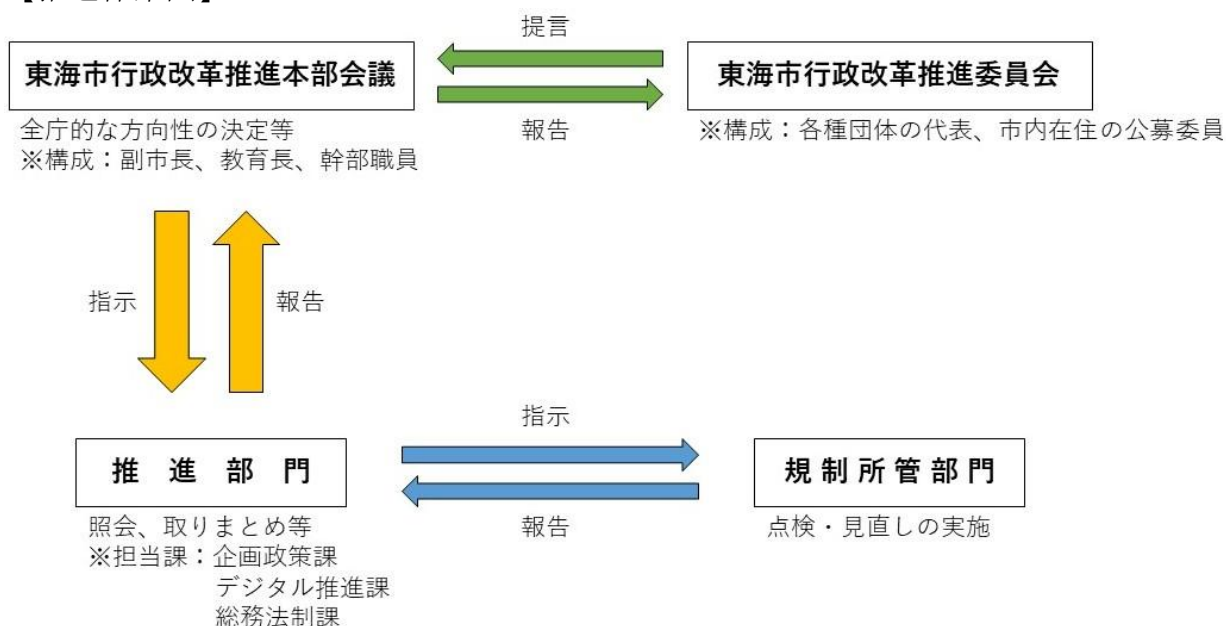
※地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】より

3 推進体制

副市長、教育長、幹部職員で構成される東海市行政改革推進本部会議において、全庁的な方向性の決定、点検・見直しの指示を行う。その際、各種団体の代表や市内在住の公募委員で構成される行政改革推進委員会からの提言等も参考とする。

また、企画政策課、デジタル推進課、総務法制課を推進部門として、点検・見直しの取りまとめ等を行い、条例等を所管する規制所管部門は、条例等に基づく規制の点検・見直しを進めていく。

【推進体系図】



4 点検・見直しの対象範囲

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としている。

本市においても、点検・見直しの対象範囲は、本市で定める条例等の中から、国と同様の代表的なアナログ規制である7項目に該当する規定を対象とする。

【対象とする規制項目】

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

5 点検・見直しの進め方

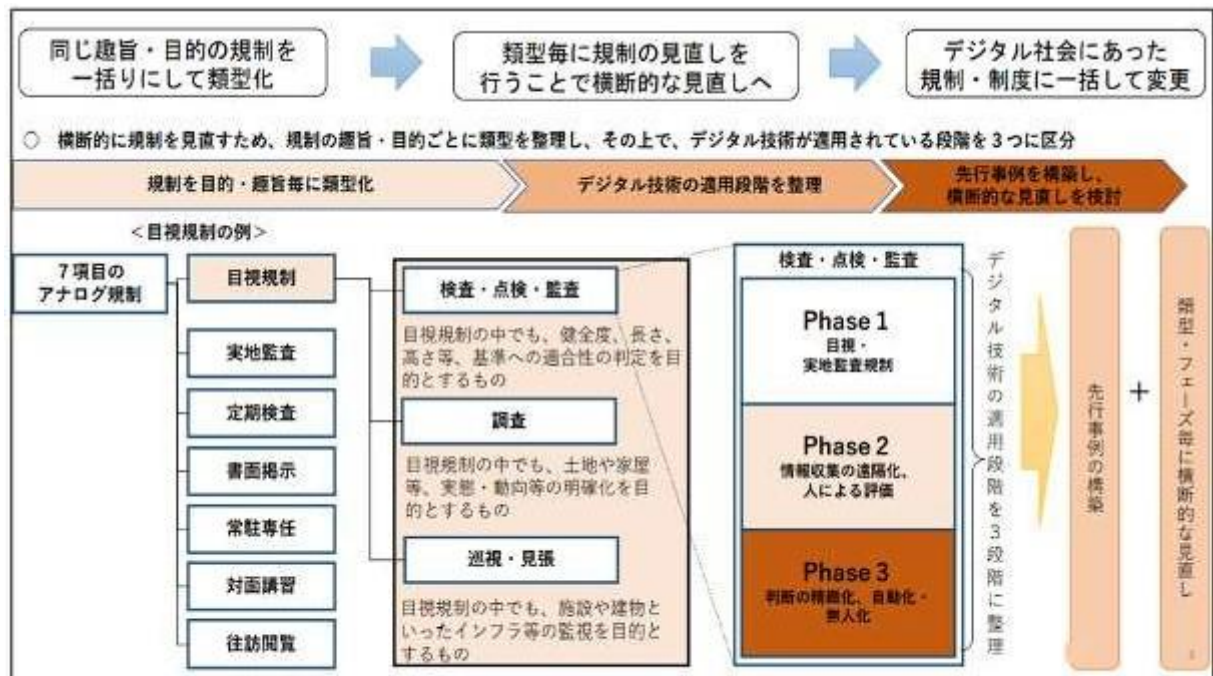
(1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられるアナログ規制（対象とする規制項目に該当する規制）を洗い出す。

(2) 類型の整理及びフェーズの区分

洗い出し後、対象とする規制項目に該当する規制を更にその趣旨・目的ごとに細分化した類型に整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。なお、類型とフェーズについては、国の考え方に準拠するもの。

【国のアナログ規制の点検・見直しに向けた類型化とフェーズの考え方】



出典：第3回デジタル臨時行政調査会（令和4年3月30日）資料1：デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について

(3) 方向性・予定等の設定

(1)及び(2)により、現状把握を行ったアナログ規制について、見直し後のフェーズ、見直しの方向性、見直し予定等を設定する。

(4) 見直しの実施

規制所管部門において条例等の改正を含む見直しを実施する。

6 点検・見直しのスケジュール

【令和7年度】

・全庁的なアナログ規制の洗い出しを行い、アナログ規制の点検対象リストを作成し、方向性や見直し時期等を記載する。

【令和8年度～】

・規制所管部門は、令和7年度に作成したアナログ規制点検対象リストに沿って、各部局長等の下、所属内職員に周知徹底を図り、計画的に見直しを実施するとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

・推進部門は、東海市行政改革推進本部会議において、定期的に進捗管理等を行う。

7 推進部門と規制所管部門との検討・確認の方法（毎年のローリング）

第1四半期	<ul style="list-style-type: none">・推進部門は、前年度の取り組みについて規制所管部門への照会（ヒアリング）を実施し、課題や進捗状況を共有する。・東海市行政改革推進委員会にて、各種団体の代表及び市内在住の公募委員から提言等をいただく。・東海市行政改革推進委員会からの提言等を参考としながら、東海市行政改革推進本部会議で全庁的な方向性について協議する。・推進部門は、協議の内容を規制所管部門へフィードバックする。
第2四半期	<ul style="list-style-type: none">・東海市行政改革推進本部会議で取りまとめた内容を議会へ報告するとともに、ホームページで公開する。
第3四半期	<ul style="list-style-type: none">・推進部門は、上半期の取り組みについて規制所管部門への照会（ヒアリング）を実施し、課題や進捗状況を共有する。・上半期の取り組みを東海市行政改革推進本部会議へ報告し、全庁的な方向性について協議する。・推進部門は、協議の内容を規制所管部門へフィードバックする。
第4四半期	<ul style="list-style-type: none">・規制所管部門は次年度の取り組みについて検討を行う。・推進部門は、次年度の取り組みについて規制所管部門への照会（ヒアリング）を実施し、課題や進捗状況を共有する。・東海市行政改革推進委員会にて、各種団体の代表及び市内在住の公募委員から提言等をいただく。・東海市行政改革推進委員会からの提言等を参考としながら、東海市行政改革推進本部会議で全庁的な方向性について協議する。・推進部門は、協議の内容を規制所管部門へフィードバックする。